

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水産大学校（以下「水大校」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下の通り報告します。

なお、水大校は、平成28年4月1日に国立研究開発法人水産総合研究センターと統合し、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）に改組されています。監事は、水大校の監査に従事していないため、統合後に実施した監査等の範囲内での監査報告であることを付言いたします。

また、監事のうち1名は当監査報告の対象期間において水大校の理事を務めておりましたが、統合後に機構の監事に就任した後は監査対象からの独立性に留意して監査に当たったことを申し添えます。

I 監査の方法及びその内容

監事は、統合前の期間における監査の実施状況につき在任当時の水大校監事から説明を聴き、引き継いだ監査記録等を閲覧するとともに、理事及び職員（以下「役職員等」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、水大校の業務及び財産の状況について調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他水大校の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、平成27事業年度の財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、経理担当部署の職員からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、水大校の平成27事業年度の業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

1 法令遵守状況及び業務遂行の状況

業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたものと認めます。

2 内部統制システムの整備及び運用の状況

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備に関する役員の職務の執行について指摘すべき重大な事項は認められません。

3 役員の職務執行に関する不正、違法な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められません。

4 財務諸表等

財務諸表は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

5 事業報告書

法令に従い、事業の状況を正しく示しているものと認めます。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項

- 1 給与水準について、政府方針に従った措置が取られているものと認めます。また、在任当時の水大校理事長の報酬水準はその職務特性、他法人との比較において妥当であると認めます。
- 2 入札・契約について、政府方針に従った取組が行われているものと認めます。
- 3 保有資産の見直しについて、政府方針に従った取組が行われているものと認めます。

平成 28 年 6 月 20 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

監 事 前 章 裕 

監 事 榎 本 一 高 